

2021年3月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2021年3月18日及び19日にウェブ会議により開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2021年3月 ASAF 会議出席メンバー (2020年3月18日及び19日 ウェブ会議)

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Shiwaji Bhikaji Zaware 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小賀坂委員長、川西副委員長
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen
韓国会計基準委員会 (KASB)	Eui-Hyung Kim 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Chiara Del Prete 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
英国財務報告評議会 (FRC)	Mark Babington
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rodrigo Andrade de Morais
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Jim Kroeker

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2021年3月ASAF会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
基本財務諸表	90分	75分	3
アジェンダ・コンサルテーション	45分	45分	8
経営者による説明	45分	30分	12
IFRS第9号の適用後レビューー分類及び測定	60分	40分	14
IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号の 適用後レビュー	45分	45分	18
採掘活動	60分	40分	22
プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題	15分	10分	27

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

II. 基本財務諸表

議題の概要

3. IASB は、2019 年 12 月に公表し、2020 年 9 月 30 日までコメントを募集した基本財務諸表プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に関連する公開草案「全般的な表示及び開示」（以下「公開草案」という。）に対し、次のように再審議を進めることを検討している。

(1) 公開草案の提案のうち、概ねよく受け止められていた例えば次の提案については、再審議の優先度の高い項目として、公開草案の提案を進めることを前提に範囲を絞った議論のみを行う。

- 純損益計算書における小計及び区分（ただし、不可分の及び不可分でない関連会社及び共同支配企業に関する提案を除く。）
- 経営者業績指標（MPM）（ただし、収益及び費用の小計以外の指標（measures）を含めるために、MPM の範囲を拡大するかどうかの議論については、段階的なアプローチ（後述）を用いることを予定している。）
- 分解表示の諸原則並びに基本財務諸表及び注記の役割
- キャッシュ・フロー計算書の修正

(2) フィードバックにおいて賛否が分かれた例えば次の項目については、最初に検討の大まかな方向性を決定し、その後に提案の詳細の議論を行う段階的なアプローチを採用する。

- 表示すべき最低限の行項目（minimum line items）
- 営業費用の分析
- 通例でない収益及び費用
- 不可分の及び不可分でない関連会社及び共同支配企業

4. 今回の ASAF 会議では、ASAF メンバーに対し、前項の再審議の進め方について次の質問がなされた。

- 受領した利害関係者のフィードバック及びそのフィードバックを反映した再検討の計画を考慮して、ボードが再検討を開始するにあたり、ボードに対し、特に次の点について、どのようなアドバイスがあるか。
- 本プロジェクトの成功のために、どの提案が最も重要なものであると考えるか。また、それは何故か。
- 本プロジェクトの適時性（timeliness）に関して、どの提案が最もリスクが高いものであると予想しているか。また、ボードがどのようにそれらのリスクを管理

すべきと提案するか。

- 上記の質問に対する回答に鑑みて、ボードの再審議の計画に関する提案はあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

5. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(純損益計算書における小計及び区分について)

- (1) 我々は、営業損益の表示について国際的な合意が得られるのであれば本プロジェクトは成功と言えると考えている。その他の小計の重要性は相対的に小さく、すべての企業に表示を要求すべきではない。現行の IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 85 項で要求されているように、企業が目的適合的と考える場合に表示するとすべきである。
- (2) 我々は、営業損益は残余として定義するのではなく、直接的に定義するべきであると考えている。また、営業損益を定義するにあたっては、当初から主要な営業活動として財務や投資活動を行う企業を含むすべての企業に対して原則主義的な一貫したアプローチを採用することが望ましい。したがって、営業損益について議論するにあたり、非財務及び非投資企業のみを対象とするのではなく、最初からすべての企業を対象とすることを提案する。

(MPM について)

- (3) 我々は、MPM に関する提案は、IFRS 基準が表示することを要求している小計以外に企業が適切と考える業績指標を示すことができるようにすること及び APM の削減の 2 つを目指していると理解しており、MPM の範囲を広げる意見は後者に焦点を当てていると考えている。我々は、適時にプロジェクトを完了するためにも IASB は純損益計算書のみ焦点を当てるべきであると考えている。
- (4) 我々は、APM の削減を目指すニーズがあることは理解しているが、IASB がそれに焦点を当てた検討を行うのであれば別プロジェクトで行うべきである。我々は、要求される小計を削減することを試みることが、そのような開示の減少につながる可能性があると考えており、APM の削減自体を目的とすべきではないと考える。

6. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(純損益計算書における小計及び区分について)

- (1) 営業損益の定義が重要であると考えている。営業損益の定義を議論するにあたり、不可分の及び不可分でない関連会社及び共同支配企業に関する取扱いを明確にすべきである。また、金融機関など特定の事業活動を行う企業に関するモデルについても、最初の段階で議論すべきである。(EFRAG)
- (2) 営業損益の定義が重要であるが、定義についてコンセンサスを得ることは難しいと考えている。営業損益を定義しても、企業は別の非 GAAP 指標を考え出すというのが過去に起こったことであった。(米国)
- (3) 小計及び営業損益の定義は極めて重要である。また、当初から銀行、保険などの業種も含めて検討を行うべきである。営業損益の定義については、利用者が支持をしている他に、作成者からはセクター間の比較可能性をより確保するためにガイダンスが必要という声があった。(カナダ)
- (4) 小計及び区分が重要であると考えている。我々の法域では、「営業損益」という小計を既に使用しているため、異なる名称で定義することが望ましい。不可分の及び不可分でない関連会社及び共同支配企業に関する論点は意見が分かれており、本プロジェクトの適時性に関するリスク要因であると考えている。(韓国)
- (5) 我々は公開草案の提案に満足しており、特に小計及び区分並びに MPM について早期に進展することを期待している。その結果、他の提案の優先順位が下がることになると考えている。(英国)
- (6) 小計が重要であると考えている。また、次の論点を懸念している。(中国)
 - ① 不可分の及び不可分でない関連会社及び共同支配企業。
 - ② 営業損益の定義。営業損益は直接的に定義すべきであると考えている。また、キャッシュ・フロー計算書の営業活動と同じ名称であることも懸念点である。
 - ③ 主要な事業活動の定義。この定義は公開草案の様々な場所で記載されているが、一貫した定義にすべきである。
- (7) 小計及び区分に関する提案が最も重要かつ公開草案の提案の根幹となるものであると考えている。また、次の点を指摘したい。(AOSSG)
 - ① 「主要な事業活動 (main business activities)」や「他の資源からおおむね独立して (largely independently of other resources)」といった用語について、ガイダンスやより明確な定義が必要である。
 - ② 小計及び区分、分解表示の諸原則並びに基本財務諸表及び注記の役割につい

て、これらは関連しているため同時に議論することが重要である。

- ③ 不可分の及び不可分でない関連会社及び共同支配企業は、この提案に対するフィードバックを考慮すると、プロジェクトの適時性に関するリスク要因であると考えている。
- (8) 我々に寄せられた意見は、企業の報告の首尾一貫性が図られるため、公開草案の提案に賛成していた。特に小計及びMPMが重要であると考えている。(アフリカ)
- (9) 主要な事業活動の定義が、純損益計算書の区分を特定するうえで重要である。また、営業損益を残余の区分として定義することを懸念している。この点は比較可能性を担保するために重要である。また、通例でない収益及び費用も同様の観点から重要である。加えて、不可分の及び不可分でない関連会社及び共同支配企業の定義は、これらの違いを明確にすることが困難であるため、簡素化すべきであると考えている。なお、銀行業及び保険業について、別個に検討しないことを支持する。(フランス)

⇒これらの発言に対し、IASB スタッフから、定義の詳細に関する再審議の中で議論していくとの発言があった。

(MPM について)

- (10) MPM は営業損益と統合して優先的に議論すべきである。(米国、カナダ)
- (11) MPM の定義の範囲について懸念がある。関係者からは、MPM がもたらす便益を早期に享受するために、狭い範囲(収益及び費用)の定義を進めることを望むという声が寄せられている。(英国)
- (12) ASBJ の意見の多くに同意するものの、MPM については範囲を拡大すべきだと考えている。(カナダ)
- (13) 一般とのコミュニケーション (public communication) の定義は MPM の範囲の重要な要素であるため、最初に議論すべきである。(EFRAG)
- (14) 営業損益が決定されても、それが経営者の業績の見方と合致しなければ、経営者が追加で MPM を提供するインセンティブが生じるであろう。EBITDA を定義しないならば、利用者が誤解をしないように、その指標について十分に開示することが重要である。つまり、経営者が自らの見解を伝える指標を継続して報告できるような柔軟性を許容するとともに、その指標について詳細に開示するということである。(米国)

- (15) 公開草案で提案された MPM の範囲は広すぎるため、MPM を特定することが難しいと考えている。また、MPM に関する要求事項が注記で開示された場合には、監査の範囲を超えているため監査人に負担を強いることになる。(中国)
- (16) 比較可能性及び信頼性を向上させることから、MPM は重要であると考えており、MPM の範囲を収益及び費用を超えて拡大することに賛成である。また、不明瞭さを改善するために、APM を削減することは重要だと考えている。なお、EBITDA は財務諸表本表ではなく、注記で開示すべきと考える。(フランス)
- (17) MPM でどのような情報を提供するか、又は MPM をどのように決定するかついて、ガイダンスが必要であると考えている。(アフリカ)

参加者のその他の発言

7. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々の法域の作成者は、段階的なアプローチを採用することによって、本プロジェクトの成果となる会計基準の発効日が段階的になることに懸念を示している。
(EFRAG)
- ⇒これに対し、IASB スタッフから、会計基準は段階的にではなく、まとめて適用されるだろうとの説明があった。
- (2) 通例でない収益及び費用を定義することは難しいが、利用者のためには個別に開示されることが重要であると考えている。(韓国)
- (3) 機能別分類を使用している企業であっても、性質別分類による開示、特に人件費に関する情報の開示を要求することは有用である。(イタリア)
- (4) 通例でない収益及び費用も重要であると考えている。通例でない収益及び費用に含まれるものを明確にするために、定義を強化する必要がある。(カナダ)
- (5) 財務報告とサステナビリティ報告との関係を考えて場合、サステナビリティ報告では、労働力、サプライチェーン等の性質別分類における項目が重要な要素であるため、性質別分類の開示が重要であると考えている。(フランス)
- (6) 通例でない収益及び費用について、明確な定義が必要であると考えている。(中国)
- (7) 通例でない収益及び費用について、我々の利害関係者は、大規模なフィールドテスト等を行うことで適時性が損なわれるのではないかとの懸念を示した。(英国)

III. アジェンダ・コンサルテーション

議題の概要

8. 本セッションでは、2021年3月に公表予定である情報要請（RFI）の主な領域を強調したうえで、ASAFメンバーにアジェンダ・コンサルテーションに関するアウトリーチの進め方についてアドバイスを求めている。
9. プロジェクトのスケジュールは次のとおりである。

日程	予定
2021年3月	情報要請（RFI）の公表
2021年第3四半期	情報要請に対するコメント期限
2021年第3～4四半期	IASBにおける議論
2022年第1～2四半期	作業計画及びフィードバック・ステートメントの公表
2022～2026年	IASBによる、活動及び作業計画の実行

10. なお、IFRS財団の評議員会が5年ごとに行う組織と有効性のレビューによる決定が、（例えば、IASBと新たなサステナビリティ基準審議会の業務提携を支援する役割の必要性を識別することにより）IASBの業務の範囲に影響を与える場合、IASBの優先事項と作業計画を最終決定する際に考慮される可能性がある。
11. 情報要請は、次の3つの領域に焦点を当てている。
- (1) IASBの活動の戦略的な方向性とバランス
 - (2) 作業計画に追加するプロジェクトを評価するための規準
 - (3) 財務報告上の問題の優先順位
12. 前項の（3）に関連して、次のプロジェクトが記載されている。

(1)借入コスト	(12)法人所得税
(2)気候変動リスク	(13)高インフレ
(3)コモディティ取引	(14)無形資産
(4)暗号通貨と関連取引	(15)期中財務報告
(5)非継続事業と処分グループ	(16)マイナス金利
(6)割引率	(17)事業セグメント
(7)従業員給付	(18)その他の包括利益
(8)費用：売上原価、費用の分類及び開示	(19)汚染物価格設定メカニズム
(9)外国通貨	(20)個別財務諸表

(10) 継続企業	(21) キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
(11) 政府補助金	(22) 変動対価及び条件付対価

ASAF メンバーに対する質問

13. ASAF メンバーに対する質問は、次の3つである。

- (1) IASB はどのようなアウトリーチ活動に着手すべきであるか。
- (2) ASAF メンバーは、どのように IASB のアウトリーチ活動を支援することができるか。
- (3) IASB は、どのように ASAF メンバーのアウトリーチ活動を支援することができるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

14. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) IASB スタッフは IFRS 財団が創設する可能性のあるサステナビリティ基準審議会と IASB の活動との間の相互影響に言及しているが、我々は、高品質な会計基準を策定するための十分なリソースを確保する必要があると考えている。アウトリーチを実施する際は会計上の問題に焦点を置くべきであり、サステナビリティの問題に関する議論と混同することがないように IASB に強く要請する。
- (2) IASB による我々の法域の関係者に対するアウトリーチについては、基本財務諸表やのれんのアウトリーチなど、コロナ下にあってもウェブ会議により極めて有効に機能するフォーマットができていると考えている。アジェンダ・コンサルテーションは、我々の法域の関係者にとって非常に重要なプロジェクトであるため、直接会うことができない場合は、このフォーマットを利用して我々の法域の関係者の声を聞いてもらいたい。

15. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 大部分のオブザーバーが強調している財務報告とサステナビリティ報告の相互接続性をもたらすためには、会計基準設定主体が何らかの形で対応できるように時間を確保しておく必要があると個人的には考えている。また、アジェンダ・ペーパーに記述されているプロジェクト（本資料第 12 項参照）のうち、(2) 気候変動

リスク、及び (19) 汚染物価格設定メカニズムについて、サステナビリティ報告に関連性があると考えている。(フランス)

- (2) アジェンダ・ペーパーにあるアウトリーチ活動で十分と考えるが、作成者、利用者、及び規制機関など多様な利害関係者を関与させること、関係者が十分に意見を表明できるよう可能な限り現地の言語でアウトリーチを行うこと、並びに IASB と関係者の双方に十分な準備期間を与えることを提案する。我々の法域では、現地の関係者の選定及び推薦、アウトリーチへの参加促進、並びにアウトリーチ結果の取り纏めによって IASB を支援することができると考えている。IASB に対しては、アウトリーチ活動のための資料の作成、現地の言語を使用してアウトリーチに参加できるスタッフの割り当て、及びプロジェクトに関するテクニカルな質問に対する説明の支援を期待する。(中国)

⇒アウトリーチを支援するための資料について言及しているが、本 ASAF 会議に提供されたスライド資料をモデルにしているものを求めているのか確認したい。
(IASB 理事)

⇒アウトリーチ資料は、関係者がよりよく理解できるよう長すぎないもので、目的、関係者への質問、及びプロジェクトの背景などを強調する、1 つに統合された資料を使用できることを期待する。(中国)

- (3) 我々の法域のメンバーのほとんどが、アウトリーチ活動に関する IASB の計画に概ね同意している。また、より幅広い関係者の意見を聞くことができるため、ウェビナー、ビデオ会議、及びオンライン調査の使用を選好している。また我々の法域のほとんどのメンバーは、ウェビナー、アウトリーチ会議、又はオンライン調査を開催して、法域内のより多くの現地の関係者とコミュニケーションを取り、調査結果を纏めて IASB にコメントを提出することを検討している。(AOSSG)

- (4) IASB が作成した統一的なアウトリーチ資料が、関係者との効果的な関与、プロジェクトの認識、フィードバックの収集に役立つと考えており、我々の法域の一部のメンバーは、IASB の理事やテクニカルスタッフがアウトリーチに直接参加することを提案している。(AOSSG)

⇒我々の法域においても、正式なアウトリーチの計画を立てる予定である。我々の 4 月のボード会議で検討後に IASB スタッフに共有し、希望があれば、それらのアウトリーチ活動を見ることができるようになることを提案することになる。IASB が作成するアウトリーチ活動の資料の有用性に関しては、我々も同意する。IASB スタッフと我々が共同で資料を作成できれば、双方で稼働を節約できる。(カ

ナダ)

- (5) 我々の法域でも、アジェンダ協議を開始したところであり、IASBのプロセスからおそらく3~4か月遅れで進んでいる。我々の法域の関係者のグループは多少異なるものの、多国籍企業などについては重複部分が多く、IASBが受け取った意見を聞くことで得られる恩恵は大きい。優先順位について我々の側で聞かれる意見についても喜んで共有していきたく考えており、会計基準のコンバージェンスを維持する機会を提供するものとする。(米国)
- (6) IASBのアジェンダ・コンサルテーションと合わせて実施する我々独自のアジェンダ・コンサルテーションと連携することは有効と考えるので、公開イベント等において喜んで協力していく。また、プロジェクトのリスト(本資料第12項参照)のうち、我々の法域では現在、暗号通貨、無形資産、並びに変動対価及び条件付対価について積極的に活動を行っており、我々のディスカッション・ペーパーやコンサルテーションのフィードバックが助けとなることを願っている。(EFRAG)
- (7) 我々の法域では、農業から製造業、ハイテクサービスまで比較的幅広いビジネスがあり、様々な業界の関係者の声を聞くことができる。ハイテク及びバイオなどの新興産業は、暗号通貨を含む非常に新しい種類の問題に直面しており、我々はこの問題に対処する必要があるが、良い考えがあれば、IASBに共有することができる。(韓国)

参加者のその他の発言

16. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々の法域では、現時点で、企業報告の改革に関する政府提案など、協議によって寄せられた非常に多くの重要項目があり、過密スケジュールであることに加えて、コロナ下での作業の困難性もあるため、コメント期間を180日に延長するというIASBスタッフの提案を強く支持する。(英国)
⇒コロナ下の状況で、より良い意見を収集することを促進する観点から、コメント期間を延長するIASBスタッフ提案に同意する。(EFRAG、カナダ)
- (2) 20を超えるプロジェクトのリスト(本資料第12項参照)があるが、その中で最も重要なものは何であるかは我々にとって非常に重要であり、それが何か我々は既に知っているので、コメント期間は長すぎると考えている。(GLASS)

IV. 経営者による説明

議題の概要

17. IASB は 2021 年 4 月に公開草案「実務記述書 (PS) 第 1 号『経営者による説明』の改訂案」(以下「本公開草案」という。)を公表予定であり、その後アウトリーチを計画している。今回の ASAF 会議では、アウトリーチ計画案について議論が行われた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

18. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 本プロジェクトと新たに設立される可能性があるサステナビリティ基準審議会 (SSB) が取り組む内容との関係について、国内の有識者より、さまざまな質問が寄せられている。少なくとも要求事項の一部は重複する可能性があるが、SSB が本プロジェクトを担当する可能性はあるのか。どのボードがいつどの問題に対処するのか。そもそも、今このような質問をすることが適切なタイミングなのか、それとも IASB から良いアイデアが出るまで待つべきか、お聞きしたい。

⇒本プロジェクトでは、財務諸表の主要な利用者の情報ニーズに照らし、企業への経済的資源の提供に関する意思決定に影響を与える可能性のある重要な情報に焦点を当てている。これらの情報とサステナビリティ報告で扱う情報は重複し、経営者による説明が、これらの情報の連結点 (docking station) となる可能性もあるが、将来の話をするのは時期尚早と考える。評議員会の取組みにかかわらず、経営者による説明にサステナビリティに関連した情報を含む必要性は、本プロジェクト全体を通じて検討されてきたことであり、我々是对応する必要がある (IASB スタッフ)。

他の参加者の発言

19. ASBJ の発言に関連する、他の参加者の主な発言は次のとおりである。

(本プロジェクトとサステナビリティ報告との関係性について)

- (1) 経営者による説明は、サステナビリティ報告に密接に関連しているが、サステナビリティ報告のプロジェクトの状況にかかわらず、改訂作業を完了させた方がよいと考えている。(韓国)
- (2) 欧州では非財務報告指令の改訂のための準備作業が進められており、4 月に欧州委員会により承認される予定である。EFRAG が欧州委員会に提出した報告書にお

いて、重要性についてはダブル・マテリアリティが提言されており、PS 第 1 号と考え方が異なる。また、標準化されたサステナビリティ情報は、経営報告書の中の「Sustainability Statement」という別のセクションで開示することが提言されている。(フランス)

20. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(アウトリーチの実施について)

- (1) 経営者による説明において開示される情報は、法域における規制当局の管轄下にあるため、本プロジェクトに対する優先度は高くなく、アウトリーチは限定的な対応になる可能性がある。(EFRAG、カナダ、韓国、フランス)
- (2) 本アウトリーチの実施に賛同又は高い関心を有している。(英国、中国、AOSSG、アフリカ、GLASS)

(アウトリーチの対象について)

- (3) 各法域の法律や規制と整合するように、経営者による説明の要求事項を検討することが必要であり、アウトリーチを計画するうえでは、規制当局を対象に加えるべきであると考え。 (米国、カナダ、英国、中国、韓国、AOSSG、アフリカ)
- (4) 専門的な研究機関やコンサルティング機関に対しても、様々な利害関係者の意見のバランスをとるのに役立つと考えられるため、アウトリーチが必要ではないかと考える。(中国)
- (5) 適用上の課題を把握するうえで、経営者による説明をすでに適用している国へのアウトリーチが有効であると考え。 (AOSSG)

(アウトリーチに際しての IASB の支援について)

- (6) アウトリーチに際して、IASB のプロジェクトメンバーの参加、Q&A セッションの設置、関連資料 (例えば、教育資料やベスト・プラクティス) の提供等が役立つ。(中国、AOSSG、GLASS)

V. IFRS 第 9 号の適用後レビュー—分類及び測定

議題の概要

21. IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）のうち、「分類及び測定」に係る要求事項について、適用後レビュー（以下「PIR」という。）を開始しており、PIR のフェーズ 1 のスケジュールは次のとおりとなっている。

(1) 2021 年上半期に諮問機関等を通じたアウトリーチの実施

(2) 2021 年下半期に情報要請の公表

22. 本セッションでは、前項の(1)に関連し、ASAF メンバーは、各法域での IFRS 第 9 号適用の経験に関する全般的な見解並びに IASB が IFRS 第 9 号の「分類及び測定」における要求事項の PIR を進めるにあたって優先して検討すべき事項について意見を求められた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

23. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 本格的なアウトリーチのプロセスの途中であり、あくまでも予備的な見解として、資本性金融商品に係る投資に関し、次の 2 点を指摘する。なお、いずれの点も、IFRS 第 9 号の開発当初から我々が認識していた点と関係するものである。

① 1 点目として、FVOCI オプションを適用した場合のノン・リサイクリングの処理については、有用な財務情報を提供する観点からリサイクリングは必要であると考えている。

② 2 点目として、株式とりわけ非上場株式の公正価値測定については、公正価値評価の入手は財務諸表作成者にとってコストが嵩むが、財務諸表利用者はそれを必ずしも有用な財務情報と考えていない。非上場株式は、短期的な売買を目的としていないことや、譲渡制限がかかっていることも多いが、公正価値測定はこうした状況を反映していないとの声が多く聞かれている。

24. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(FVOCI のリサイクリングについて)

(1) 資本性金融商品に関する投資について OCI リサイクリングを禁止することは、負

債性金融商品では当該リサイクリングを要求していることと不整合であるとの指摘が保険会社から聞かれている。FVOCI が意図したとおりに機能し、有用な財務情報を提供しているか否かを分析する価値はあると考えている。(韓国)

- (2) FVOCI と FVPL の区別は有用な情報である。しかし、資本性金融商品の FVOCI への指定の選択が取消不能であることは、一貫性と比較可能性を必ずしも向上させない。(AOSSG)
- (3) OCI リサイクリングの禁止は最も重要な論点だと認識しており、2020 年に、この点に関するサーベイから得たフィードバックに対する見解を公表した。(EFRAG)
- (4) OCI リサイクリングの問題は今一度検討し、解決する必要があるとの意見が多く利害関係者から聞かれている。(英国)

⇒OCI リサイクリングの問題を検討するうえでは、実際に FVOCI を廃止した法域における帰趨や実務への影響を詳細に見ていくことが必要であると考え。例えば、そうした法域では、FVOCI の復活を切望する声があるのかどうかといった点については関心がある。(IASB Hoogervorst 議長)

- (5) 我々の法域では、資本性金融商品の FVOCI への分類は廃止され、公正価値の変動は原則として純損益で認識されることとなったが、従前の会計基準は、公正価値の変動を OCI に含めるかどうかは自由に選択できるものであったと認識している。我々の PIR において、純損益の情報が戦略的に資本性金融商品を保有する投資家等にとって有用であるかどうかという点への関心や、資本性金融商品を限定したうえで、リサイクリングを認める FVOCI に戻るべきではないかという意見が聞かれている。これらの点に関しては、様々なフィードバックが混在している状況である。(米国)
- (6) 我々の法域では、リサイクリングの問題は非常に重要である。公正価値と取得原価の混合モデルの枠組みを前提とするならば、一律に FVPL とすることは適切ではなく、減損を適切に認識することと合わせてリサイクリングを行うことは理にかなっている。(フランス)

参加者のその他の発言

25. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(全般的事項)

- (1) 2016年10月から2019年3月に幅広い利害関係者から構成されるタスクフォースを組成し、40以上の項目について分析を行ったが、IFRS第9号は、より原則主義に基づいた、より簡素化された基準という利害関係者からの要求を満たしており、意図したとおりに機能している。(韓国)
- (2) 現時点では限定的なフィードバックしか得られていないが、IFRS第9号は、より簡潔で論理的であり、意図したとおりに機能している。(中国)
- (3) 要求事項は全体として効果的に機能している。利害関係者からのフィードバックや銀行規制当局との議論を踏まえ、IFRS第9号のテーマ別レビューを行ったが、他の法域が指摘しているもの以外に特段の論点は見つかっていない。なお、論理の流れや各項目の組み立ての観点から、基準が複雑であるとの指摘が多く聞かれている。この点については、まだ保険業界のフィードバックを見ていないこと、今得られているエビデンスはコロナ禍という異例の時期に基づくものであることには留意しておく必要がある。(英国)

(SPPI 要件について)

- (4) SPPI 判定の基準適用に際しての問題点は多い。特定の契約要件に関するガイダンスを定める複数のパラグラフ間の関係が不明瞭で実務に影響があるとの指摘が聞かれている。(韓国)
- (5) 我々の法域で識別されている論点の約半分が SPPI 要件に関するものである。(カナダ)
- (6) サステナビリティ連動ローンのように、ESG の成果に応じて金利が調整される契約条件を有するような新しい金融資産について、SPPI が機能するかどうか検討が必要であるとの意見が寄せられている。(カナダ、英国、AOSSG、EFRAG、フランス、イタリア)

⇒複数から指摘のあったサステナビリティ連動ローン等、ESG に関する変動要素が付されたローンは非常に時宜を得た話題であると認識している。こうした新しい金融商品については、その性質等について理解が深まるほど、そこに内在する論点を考えることができる。したがって、ASAF メンバーには、できるだけ多くの具体的な情報を IASB に提供して頂きたい。(IASB Lloyd 副議長)

- (7) 契約上リンクしている金融商品について、各トランシェが SPPI 要件を満たすかどうかを判定する「ルック・スルー」アプローチの適用ガイダンスは理解するのが困難である、必要なデータが入手できないなど、適用上の課題が聞かれている。

(フランス、EFRAG、英国)

(事業モデルについて)

- (8) 事業モデル要件については、IFRS 第9号第4.4.1項で定める分類変更を、企業のビジネスモデルのどのレベルで行うべきかについて疑問が呈されている。(フランス)
- (9) 事業モデルの変更に関して、その要件が厳しすぎるのではないかとの意見が、特に銀行業界から聞かれている。(EFRAG)
- (10) 財務諸表作成者は、契約上のキャッシュ・フローを「回収する」ことを目的とする事業モデルと、契約上のキャッシュ・フローの「回収と売却」の両方を目的とする事業モデルとの区別の仕方に関するガイダンスを求めている。(イタリア)

(契約上のキャッシュ・フローの変更について)

- (11) 金利指標改革に関連し、契約上のキャッシュ・フローの変更に対応するために狭い範囲での基準変更を考える意見もあったが、引き続き注目されているテーマである。(AOSSG)
- (12) 契約上のキャッシュ・フローの変更に関する基準の文言が、金融資産と金融負債で異なることに起因して生じる財務諸表利用者にとっての問題があることが指摘されている。(英国)

VI. IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー

議題の概要

26. IASB は、2020 年 12 月 9 日に、情報要請「IFRS 第 10 号『連結財務諸表』、IFRS 第 11 号『共同支配の取決め』及び IFRS 第 12 号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」（以下「情報要請」という。）を公表している（コメント期限：2021 年 5 月 10 日）。
27. ASAF メンバーは、情報要請文書の中で検討された事項を考慮し、ASAF 会議において初期の見解とフィードバックを共有することを求められている。

ASBJ からの発言の要旨とこれに関連する参加者の主な発言

28. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 情報要請が IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に言及していない点を指摘したい。持分法会計の適用については多くの意見が寄せられており、ASBJ では現在この分野の研究を行っている。今後の ASAF 会議で結果を発表したいと考えている。
- (2) 投資の形態が変更となった場合の会計処理について多くの懸念が寄せられている。特に形態が変更となった場合に既存の持分を公正価値で測定することは、売却を擬制しており、忠実な表現になっていないと考えている。

29. ASBJ からの発言に関連する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 利用者からは、投資先が関連会社から子会社、子会社から非継続事業へ変更になった場合等、ステータスの変更があった場合に、背景を理解する十分な情報が得られていないとの声がある。

適用後レビューに IAS 第 28 号が含まれていないが、全般的に持分法プロジェクトの重要性が高まっていると考えている。(EFRAG)

参加者のその他の発言

30. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々の法域の初期的なアウトリーチに基づき、2 つの分野に焦点を当てて紹介す

る。(韓国)

① 支配の評価に関して利用者の見解と企業による評価が一致しない場合がある。この場合、IFRS 第 12 号が要求する議決権の過半数を有する場合に支配がないと判断する場合等の開示が有効であるが、支配の評価の具体的な理由が開示されない例が確認されており、IFRS 第 12 号に説明的な開示例を追加することが開示実務の改善に有用と考える。

② 企業が資金調達手段として特別目的事業体を利用する傾向が増えており、組成された企業の支配の評価に関する具体的なガイダンスを提供することを提案したい。

(2) 現在アウトリーチ活動中であるが、懸念としては小さいものが多い。(EFRAG)

① (1)のような、リターン定義など、支配の様々な側面に関するより多くのガイダンスへの要望を聞いている。利用者からは、支配、共同支配事業、共同支配企業の評価の根拠についてより多くの情報が必要だという声がある。

② IFRS 第 11 号では比例連結を復活させてほしいという声がある。また、共同支配の取決めについては、ガイダンスを求める声がある。

(3) 本プロジェクトは我々の法域では非常に重要なものであり、多くのアウトリーチを行っている。利害関係者からは以下の意見が寄せられている。(カナダ)

① IFRS 第 10 号に関しては、開発段階の企業における関連する活動の識別の困難性が聞かれている。また、パワーを与える権利を評価するガイダンスは、単一資産の事業体には有用でないとの指摘がある。

② IFRS 第 11 号に関しては、法的形式が実態よりも優先され、共同支配事業への分類の評価が困難であるという懸念が寄せられた。

③ IFRS 第 12 号に関しては、(2)のように、幾つかの状況下では、比例連結が有用であるとのコメントが利用者からあった。

(4) 我々の法域では、次のような意見があった。(フランス)

① IFRS 第 10 号では、基準の適用に判断を要求しているが、利害関係者の期待とほぼ一致しており、作成者や監査人はこの判断の要求について現時点では非常に満足している。

② IFRS 第 11 号では、共同支配企業と共同支配事業の分類の結果に関する不満

が聞かれた。共同支配事業としての分類が有用である場合に、法的形態に起因して共同支配企業に分類されると考える利害関係者がいる。

- (5) IFRS 第 10 号、第 11 号、第 12 号は、全般的に有効に機能している。我々の法域の利害関係者から寄せられた問題点を 4 つ紹介する。(中国)
- ① 開発段階に応じて異なる関連活動を行う場合に、関連する活動の識別が困難となる場合がある。
 - ② 契約条件が複雑に設計される場合があり、実質的な権利と防御的な権利を区別することは困難である。
 - ③ 特に変動持分事業体又は組成された企業における本人と代理人の区別は困難であり、(1)と同様のコメントが寄せられている。
 - ④ 不動産、映画製作、研究開発並びに通信などの業界で IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協力の取決めについての議論がある。これらの取決めに関して、さらなるガイダンスを提供することを提案する。
- (6) 情報要請の質問は、問題が発生する頻度、その影響、情報の有用性、それらの理由についての情報を求めることに重点を置いている。回答する際には、この点について考慮してほしい。これまでに聞かれた意見に関しては、基準の目的やフレームワークが、首尾一貫した判断を下すのに不十分であり、そのために困難が生じていると考えているかどうかという点が、我々にとって非常に重要だと考えている。(IASB 理事)
- (7) 基準は機能しており特に問題はないと考えているが、我々の法域の利害関係者が、例えば、契約によらない代理人、投資者にパワーを与える権利、実質的な権利と防御的な権利について追加のガイダンスを求めている。(英国)
- (8) 我々のグループを構成する法域からのコメントを共有する。複数の法域が、複雑な状況における関連性のある活動の識別、本人か代理人かの評価、IFRS 第 11 号の範囲外の共同契約の論点を識別した。ある法域は、特別目的事業体の投資決定に対する貸手の拒否権が実質的なものか防御的なものかを判断する実務には多様性があると指摘した。防御権の定義の明確化と追加のガイダンスの提供を提案する。(AOSSG)
- (9) 我々の法域では、基準が機能していることや、適用について非常に肯定的な意見が多く寄せられている。しかし、一貫して聞こえてきたのは、組成された企業の

分野におけるガイダンスの充実の要求であった。(アフリカ)

- (10) IFRS 第 11 号に関連して、共同支配の取決めの分類に関する要求事項、特に他の事実と状況に関する部分を簡素化すべきだとの意見が聞かれた。この利害関係者は、より多くの共同支配の取決めに共同支配事業に分類したいと考えていると理解している。共同支配事業の要求事項に関し、一部の利害関係者は、共同支配事業者が認識すべき負債に関する IFRS 解釈委員会の決定に同意していない。共同事業者は契約から生じるすべての負債ではなく、割合で認識すべきだと考えている。(イタリア)

VII.採掘活動

議題の概要

(本セッションの目的)

31. 本セッションの目的は、採掘活動リサーチ・プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に関するアップデートを提供すること、並びに 2021 年第 2 四半期の IASB ボード会議に備えて本プロジェクトの範囲及び方向について ASAF メンバーの意見を求めることである。

(本プロジェクトの背景)

32. IASB は、以下の IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」（以下「IFRS 第 6 号」という。）を置き換えるか、修正する提案を開発するプロジェクトを開始するかどうかを決定する助けとなる根拠を検討している。
33. 本プロジェクトの範囲については、以下の選択肢が挙げられている。
- (1) 何もしない
 - (2) 開示の改善（IFRS 第 6 号の修正）
 - (3) 首尾一貫性及び比較可能性の改善（IFRS 第 6 号の修正）
 - (4) IAS 第 38 号「無形資産」（以下「IAS 第 38 号」という。）の範囲に入れる（IFRS 第 6 号を置き換える）
 - (5) すべての採掘活動に関する会計基準を開発する（IFRS 第 6 号を置き換える）

2021 年 3 月開催の ASAF 会議での質問事項

34. ASAF メンバーに対する質問は、次の 3 つである。
- (1) IASB スタッフが範囲についての提案の検討に関連すると考える主要な根拠を列挙しているが、検討すべきと考える追加の根拠はあるか。
 - (2) IASB スタッフの根拠によって強調された問題に取り組むべきか否かを決定するために IASB が検討すべきであると IASB スタッフが考える要因を列挙している。
 - ① これらの要因に同意するか。
 - ② 本プロジェクトの範囲が何であるべきかを決定する時に IASB が検討すべきであると考え追加の要因はあるか。
 - (3) 追加のコメントはあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

35. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

36. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 概して、会計上の最大の懸念は、探査及び評価を中心に展開している。その他の常に議論される問題は、埋蔵量及び資源量の開示に関する考え方である。採掘業界の主張は、それらの開示は財務諸表外に置いた方がよいというものであり、我々の法域では、MD&A に、詳細な開示に関する規制がある。最近では、財務諸表に埋蔵量及び資源量の情報が含まれることによって、洗練された投資者に限らない一般投資家に入手可能な情報に秩序及び透明性が付与されるというカナダ採鉱者開発者協会 (PDAC) の見解についても検討を行っている。特に鉱山業は、米国に上場し資金調達するため、米国会計基準の適用が継続している。(カナダ)

⇒埋蔵量及び資源量の情報に関して、財務諸表に置かれるべきであるかどうかについて意見を問うことは極めて有用である。我々の法域には、既に埋蔵量及び資源量の情報開示が要求される米国に上場する採掘業界の企業があり、IFRS 基準に埋蔵量及び資源量の開示要求が設けられることにより、同一地域の同一情報に対して異なる開示要求を有する結果となることが懸念されている。(フランス)

⇒我々の法域において、本プロジェクトは優先順位が高くない。これは、主要な石油及びガス業界の企業が我々の法域及び米国に上場しており、開示を含めて米国会計基準を適用しているためである。石油及びガス業界の企業は、鉱業並びに石油及びガス業界に単一の会計モデルを開発する提案を懸念している。本プロジェクトを再開する場合、石油及びガス業界の企業は主として米国会計基準を適用しているため、米国財務会計基準審議会 (FASB) と連携して始めるべきである。(イタリア)

(2) (1) で言及された事項の他に、我々が見ることの多いストーリーミング型の活動¹の処理方法について、現在のところガイダンスがないことが懸念される。また、IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」があるものの、閉山時の原状回復に関する引当金については、鉱業特有の会計基準に定めを置くことで、多くの問題に対

¹ (事務局注) 鉱山を直接開発しない投資者が、一定の対価と交換に、特定の鉱区等 (property) から生産される鉱物を有償又は無償で購入する権利について、実際に鉱山を開発する企業と契約を締結することを指すと考えられる。

処することができる可能性がある。(アフリカ)

- (3) IFRS 第 6 号に関して、アジェンダ・ペーパーに会計方針の著しい不統一とあるが、①現地の会計上の要求事項によって決定される地域別の趨勢、並びに②石油及びガス企業による概ね同一の会計方針の適用などの事実を明らかにする必要がある、実際は、かなり限定的な不統一であると考えている。次に、探査及び評価資産に企業が適用する会計単位の評価が異なる事実に起因する実務の不統一の問題を提起する場合、IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号に意図せざる結果を招く可能性について留意すべきである。3 点目に、米国会計基準で報告を行う米国上場企業を主要な競合先とする法域の石油及びガス業界の作成者にとっては、IFRS 第 6 号が米国会計基準とのコンバージェンスの手段として有用である点を考慮すると、IFRS 第 6 号の変更は有害となる可能性がある。問題を定義する要因に関して、2 点追加したい。1 点目は、採掘業界のエンジニアリング技能及び必要な諮問グループを有しているかであり、2 点目は、現行の規制と重複する結果とならないようにすることである。IFRS 第 6 号の範囲外の活動に関しては、特定の目的を持った一連の会計基準があるのは極めてまれなことであり、現在提起されている適用上の問題の一部については、例えば IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」などの適用後レビューで対処することもあり得る。(フランス)

⇒多くの財務諸表の利用者にとって、採掘活動の具体的な問題への対処方法を検討する方がよいと考えられ、採掘活動で常に得られるインタンジブルズに関する IAS 第 38 号の会計方針の検討などは、探査及び評価に限定したり、数十年かかる網羅的な採掘業の基準を開発したりするよりもよい方法である。(EFRAG)

⇒関係者からの意見に基づき、現時点では、我々は IFRS 第 6 号を置き換える採掘活動のすべてに関する新たな基準開発を選好する。(中国)

⇒本プロジェクトの範囲に関して、IFRS 第 6 号を置き換えることは支持しない。(英国)

- (4) 一般的に、財務諸表の利用者の本プロジェクトに関する優先順位は高くないと考えている。埋蔵量及び資源量は、それらの用語の使用方法を専門的な利用者でなければ正確に理解することに困難が伴うことがあり、経営者による説明に置かれ得る可能性がある。(EFRAG)

⇒財務諸表の利用者は、探査及び評価に関して、基準設定の明確な要求を示していないことは考慮すべきである。(フランス)

- (5) 質問 1 に関して、採掘権の取得及び移転など採掘活動の上流の関係を範囲に含め

ることを提案する。質問 2 に関して、要因を 4 点追加することを提案する。①比較可能性、②他の IFRS 基準との相互関係、③運用可能性、並びに④現地の法律及び規制の要求である。質問 3 に関して、4 点コメントする。第 1 に、我々の法域の関係者は埋蔵量の情報を重視しており、埋蔵量に関する首尾一貫した概念及び管理の欠如について IASB が検討することを提案している。第 2 に、採掘権の管理及び減損テストに関して、評価技術の専門家、営業者及び会計士を含む作業部会を設置し、採掘権の評価方法及び情報の品質を改善することを提案する。第 3 に、我々の法域の関係者は、採掘活動に関連するコストの資産化及び費用処理に関する規準を決定することを提案している。また、我々の法域の関係者は、IASB が主要な採掘国の会計基準をさらに調査することを提案している。(中国)

- (6) 我々は、探査及び評価資産の減損に関する IAS 第 36 号の適用に関する広範な実務上の問題があり、本プロジェクトが進む場合、それらが対処されるようにすることは真に有用である。我々の法域の関係者は、IFRS 第 6 号の会計に広範囲にわたる問題を識別していない。問題は、IFRS 第 6 号が一時的な解決策を意図していた事実由来していると考えられ、一時的な解決策が恒久化すべきではない。本プロジェクトに対するニーズは、より広くアジェンダ・コンサルテーションの一部として検討し、他の考え得るプロジェクトにどのように適合するか、及びどのように優先順位付けができるかを考察することができる。アジェンダ・ペーパーによると、財務諸表の利用者は、会計方針の問題よりも、財務諸表外の開示の改善を期待していることが示唆される。これは、サステナビリティ基準審議会の作業の一部とも考え得る、ESG に関する非財務報告の文脈でも検討し得る。(英国)

⇒我々は、本プロジェクトを開始する前に、アジェンダ・コンサルテーションの結果を待つのがよいと考えている。(イタリア)

- (7) 質問 2 について、IASB スタッフが提案する要因に同意するが、(5) の法域を含む 2 つの法域が、追加の要素として比較可能性、並びに他の IFRS 基準及びフレームワークへの準拠を識別している。質問 3 について、我々の法域では、現行の IFRS 第 6 号はよく機能しているというのが多数意見である。AOSSG 内の他のメンバー²は、会計基準の範囲を変更するためには、財務諸表の利用者から範囲を変更する要求があったことを示す必要があるとした。また、我々の法域のすべての関係者は、現行の埋蔵量及び資源量の JORC コード³及び石油資源管理システム (PRMS) による報告は適切であり、それらが財務諸表外であることも適切であり、利用者を

² (5) の法域と異なる法域である。

³ The Australian Code for Reporting of Exploration Results, Mineral Resources and Ore Reserves

含む市場参加者によく理解されているとした。(AOSSG)

VIII. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

37. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、次回 2021 年 6 月に開催予定の ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。

38. アジェンダ・ペーパーにおいては、以下の議題が提案されている。

- (1) 共通支配下の企業結合
- (2) のれん及び減損
- (3) 経営者による説明
- (4) 基本財務諸表
- (5) 料金規制対象活動
- (6) アジェンダ・コンサルテーション

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

39. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

40. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- | |
|--|
| <p>(1) 2点コメントがある。(EFRAG)</p> <ol style="list-style-type: none">① IASB 公開草案「規制資産及び規制負債」やアジェンダ・コンサルテーションの情報要請のコメント期間が延長される⁴のであれば、6月のASAF会議で議論するのは早すぎるのではないか。② IFRS 財団のサステナビリティ報告基準の開発について、ASAF メンバーに、より率直なフィードバックをお願いしたい。例えば、経営者による説明のような、サステナビリティ基準審議会及びIASB 相互に影響するプロジェクトやその方向性について伺いたい。 |
|--|

⁴ (事務局注) 2021年3月23日及び24日に開催されたIASBボード会議において、IASB公開草案「規制資産及び規制負債」はコメント期間を150日から180日に延長し、第3回アジェンダ・コンサルテーションに関する情報要請は、コメント期間を120日から180日に延長する暫定決定が行われている。

⇒持ち帰り検討する。(IASB Hoogervorst 議長)

(2) 我々のグループを構成する法域からのコメントを3点紹介する。(AOSSG)

- ① IASB ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」は、コメント期限が9月1日であるため、6月のASAF会議では各法域からの初期的なフィードバックしか共有できない可能性がある。
- ② のれん及び減損及び基本財務諸表に関しては、プロジェクトの特定の側面についての意見を求めるとされているが、6月の会議の前に内容が分かれば、各法域でアウトリーチを効率的に進めることができる。
- ③ 経営者による説明は、公開草案が4月に公表予定であり、コメント期間がまだ分からない。そのため、6月の議論の目的を知っておくことが有用と考えている。また、アジェンダ・コンサルテーションに関しては、コメント期間が120日である⁵ことから、各法域でのアウトリーチのために、IASBは予備的なフィードバックを提供すべきであり、6月のASAF会議の前に情報共有することを要請したい。

以 上

⁵ (事務局注) 当初のコメント期間を指している。脚注4参照。